

全養協通信

平成24年6月10日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

1. 厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」を公布(5月31日)

《理解と対応のポイント》

「児童福祉施設の設備及び運営基準」(省令)において、人員配置基準は「従うべき基準」であり、現段階ですでに最低基準条例が施行されている自治体は、今般の省令改正に従って条例の基準を引き上げる必要があります。また、まだ条例が制定されていない自治体では、今般の省令改正の基準に基づいた最低基準条例を策定できます。各自治体の状況の把握と、必要に応じて県養協等からの働きかけをお願いいたします。

さる5月31日、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布され、その施行について厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知が発出されました。

今般の改正は、平成24年度予算において、昭和51年以来36年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人員配置の引上げにかかわる措置費の対応を行ったことを受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」とする)について所要の改正を行ったものです。

児童養護施設にかかわる設備運営基準の改正(人員配置基準の引上げ)の内容は以下のとおりです。その他、児童養護施設において、すでに昨年6月17日の省令改正で最低基準上の義務設置化された個別対応職員について、乳児院と母子生活支援施設で義務化の拡充が行われています。

本省令改正の施行日は「平成25年4月1日」となっていますが、現在、児童福祉施設最低基準の条例委任に伴う経過措置期間中であり多くの自治体が最低基準条例を策定中であることをふまえ、通知では、「各都道府県及び市において、施行期日前においても、改正後の規定に基づく最低基準を定めることができる」とされています。

1 改正の概要 児童養護施設関係部分のみ抜粋

(1) 基本的人員配置の引上げ

児童養護施設の人員配置基準を、次のとおり、引き上げる。

ウ 児童養護施設

(ア) 児童指導員及び保育士の総数を、満2歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上から、1.6人につき1人以上に、少年おおむね6人につき1人以上から、5.5人につき1人以上に引き上げる。(設備運営基準第42条第6項)

(イ) 看護師の数を、乳児おおむね1.7人につき1人以上から、1.6人につき1人以上に引き上げる。(設備運営基準第42条第7項)

2. 小規模グループケアの実施に関する留意事項のQ&A

～都道府県・指定都市・児相設置市に対して事務連絡(5月29日)～

児童養護施設における小規模グループケアについては、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」により実施されています。平成24年度予算において管理宿直等職員をすべての小規模グループケアに配置できるよう予算措置が講じられたことに関連して、自治体より厚生労働省に照会があった件について、このほど、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課より事務連絡「『児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について』に関するQ&Aについて」が発出されましたので、その内容について以下のとおりお知らせいたします。

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」に関するQ&A

- Q 1) 今年度からすべての小規模グループケアごとに管理宿直等職員を加配することとした理由如何。
- A 1) 小規模グループケアについては、昨年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」において、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなっていることから、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要であるとしている。
- このため、平成24年度予算において管理宿直等職員をすべての小規模グループケアに配置できる予算措置を講じ、勤務条件の改善を図ったものである。
- Q 2) 管理宿直等職員の業務については、管理宿直及び繁忙時間帯の家事支援しか認められないのか。
- A 2) 管理宿直等職員の業務については、管理宿直業務、繁忙時間帯の家事支援に限らず、その他補助業務として小規模グループケアに係る広範な業務を行うことができる。
- Q 3) 各小規模グループケアごとに管理宿直等職員を配置しなければいけないのか。
- また、管理宿直等職員は、非常勤職員しか認められないのか。
- A 3) 原則、各小規模グループケアごとに管理宿直等職員1名分を配置する必要がある。これは、非常勤職員1人分であるので、例えば、宿直を行う職員と家事支援を行う職員1名ずつに分けることも可能である。
- また、管理宿直等職員については非常勤職員としているが、子どもの処遇の観点から、1小規模グループケアごとに常勤職員を配置することも差し支えない。
- Q 4) 1本体施設において、小規模グループケアを複数か所実施する場合、非常勤職員を複数名配置する代わりに、常勤職員を1名配置することは可能か。
- A 4) 原則、小規模グループケアごとに管理宿直等職員を1名分配置する必要がある。
- ただし、本体施設の隣接した2ユニットで管理できる構造となっており、2ユニットで7人(3人×2ユニット+1人)の職員で週1回宿直1人の体制を取る場合、2ユニット分の非常勤職員の経費をもって、常勤職員1人を配置し、2ユニット分の管理宿直等職員を兼務することは差し支えない。

3. 全養協 平成24年度第1回協議員総会を開催(5月11日)

～ 23年度事業報告・決算および24年度事業計画・予算等を承認 ～

さる5月11日、全社協会議室において全国児童養護施設協議会（全養協）平成24年度第1回協議員総会を開催しました。開会にあたり、加賀美尤祥全養協会長と、川井一心全社協常務理事から挨拶があり、続いて、高橋俊之厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長から、この間の制度改正の動向や、3月末に通知された「児童養護施設運営指針」、「第三者評価の受審と公表の義務化」等についての行政説明が行われました。

その後、東日本大震災の被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の協議員より現在の状況報告を交えた挨拶が行われ、続いて新任協議員の紹介と総会成立の確認、議長選出を行った後、下記3議案の審議を行いました。

【第1号議案】平成23年度事業報告（案）ならびに決算報告について

【第2号議案】平成24年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について

【第3号議案】全国児童養護施設協議会運営内規の一部改正について

各議案については、説明・質疑応答の後、いずれも原案のとおり承認されています。平成24年度事業計画（抜粋）については以下のとおりです。本総会の議事録および承認された事業計画・予算等の全文については、後日送付する『平成24年度便覧』に掲載いたしますのでご確認くださいませようをお願いいたします。

平成24年度 全国児童養護施設協議会 事業計画(抜粋)

平成23年3月11日の東日本大震災による大きな試練の渦中で、われわれはあらためて家族や地域の「絆」の大切さに気づかされた。しかし、その一方で、児童相談所や市町村行政窓口における児童虐待相談対応件数の増加傾向は今後も当面の間続くことが想定され、子どもの育ちにかかわる「絆」の土台そのものが危うい状況となっている。虐待を受けた子どもの愛着形成の困難さや発達課題の重篤化は、昨今の施設入所児童の様相からも明らかであり、社会的養護を必要とする児童の急増と現代社会の子ども家庭問題とが接近し、一部は重層化している状況にある。

このような情勢認識に立てば、あらためて社会的養護の果たすべき役割と機能の質・量的拡大は避けて通れないところであり、今や、施設種別、里親等の垣根を越えた、全ての子ども家庭を視野に入れた社会的養護が求められていると考えられる。

全国児童養護施設協議会は、こうした課題に対応するため、「新たな社会的養育システム」の構築をめざして平成24年度事業を展開する。

重点事項

1. 「養育」の視点から、社会的養護の制度・施策のさらなる充実を図る
2. 地域主権においても、児童福祉施設最低基準の維持・向上に取り組む
3. 社会的養護を担う関係者や機関と連携・協働して子どもの最善の利益をめざす
4. 東日本大震災からの復興支援と災害対策の取り組みを推進する

各専門部事業

制度政策部

1. 社会的養護をめぐる制度課題への対応
2. 親権制度の見直しへの対応
3. 被措置児童等虐待の防止(総務部共管)
4. 平成 25 年度国家予算確保への運動展開
5. 児童福祉の諸制度や課題への対応における連携・協働の推進
6. 立法府等へ向けた活動による社会的養護への理解促進
7. 東日本大震災からの復興支援と災害対策に向けた取り組み(総務部共管)
8. 子ども家庭福祉・社会的養護に関する制度のあり方検討

総務部

1. 組織活動の円滑な推進
2. 児童養護施設における入所児童の権利擁護の取り組み強化
3. 施設を退所する子どもの自立支援事業の推進
4. 東日本大震災からの復興支援と災害対策に向けた取り組み(制度政策部共管)
5. 第 66 回全国児童養護施設長研究協議会の開催
6. 各ブロック大会との連携、協力
7. 広報活動の推進
8. 災害見舞金制度の運用
9. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

1. 児童養護施設にかかわる調査の実施・分析
2. 自立支援施策等の充実のための調査研究事業の検討
3. その他、必要に応じた調査研究事業の実施

研修部

1. 組織としての研修のあり方の検討
2. 「平成 24 年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画および開催
3. 「平成 24 年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の開催
4. 「平成 24 年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の共催
5. 第 66 回全国児童養護施設長研究協議会プログラム委員会の開催
6. 研究奨励賞(松島賞)運営委員会の開催
7. 国立武蔵野学院が実施する「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」への協力

季刊「児童養護」編集委員会

1. 季刊「児童養護」の編集・発行(第 43 巻／第 1 号～第 4 号)(総務部所管)

4. お知らせ「社会的養護」に関する行政資料の入手について

～「課題と将来像」「施設運営指針」「第三者評価」等資料は厚労省ホームページから～

昨年7月の「社会的養護の課題と将来像」以降、関連してさまざまな制度改正が行われています。とくに、3月末に通知された「児童養護施設運営指針」や「第三者評価の受審と公表の義務化」については、今後の児童養護施設の運営を考えるうえでその内容理解が必須になります。また、今後の社会的養護の方向性を見定めるために、里親制度の動向にも注視しておく必要があります。

全養協では、制度改正にかかわる重要な資料等については、全養協通信とともに随時印刷して会員施設にお送りしていますが、厚生労働省ホームページにおいて「社会的養護」に関する専用ページが設けられ、こうした関連資料がダウンロードできるよう掲載されています。そして、「社会的養護の現状」や「課題と将来像の取組状況」等の情報についても随時更新されていますので、あわせてご利用いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>子ども・子育て>子ども・子育て支援>社会的養護

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

5. 全国児童養護施設協議会からのお知らせ

(1) 「アトム基金進級応援成制度」24年度継続募集します

「アトム基金進級応援成制度」は、(株)手塚プロダクションと(株)セディナから継続的に寄付いただいている寄付金（通称：アトム基金）をもとに、児童養護施設に入所していた児童が大学・短期大学・専門学校等に進学した際の、2年次目以降に進級する際に1名につき3万円の助成を行っています。

平成24年度の募集にあたり、平成24年5月11日の締切日までに申請をいただいた方については、審査のうえ、6月末に助成を実施する予定となっておりますが、助成予定額にまだ若干の余裕があるため、引き続き募集を行うことといたしました。

つきましては、該当児童のいる児童養護施設で、本制度にまだ申請されていない方がおられる場合には、児童の学業継続と自立支援に向けて積極的にご活用いただきますようお願い申し上げます。

募集要綱／申請書は全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/> に掲載しています。

申請締切日は、平成24年6月29日(金)まで延長いたします。

(2) 「SBI子ども希望財団 平成24年度助成金」のご案内

公益財団法人SBI子ども希望財団では、施設充実事業として、子どもたちの入所施設の改善・充実を図るための支援を行っており、平成24年度は「地域小規模児童養護施設」「分園型小規模グループケア」の新設を対象に、新設時に必要な什器（家具・電化製品等）・備品代について300万円を上限とする助成金による支援を予定しています。

助成金の申請にかかわる手続要領について別添チラシによりお知らせいたします。申請期限は8月31日（金）となっておりますので、活用についてご検討くださいますようお願いいたします。なお、本件申請書は、SBI子ども希望財団のホームページからのダウンロードにより入手していただくことになります。

SBI子ども希望財団ホームページ(「助成金申込」関連ページ)

<http://www.sbigroup.co.jp/zaidan/program/aid.html>

(3) 全養協刊行物のご案内

① 季刊『児童養護』（第43巻）

季刊『児童養護』は昭和45年に創刊し、今年で42年の歴史を有する児童養護の専門研究誌です。創刊号において、松島正儀全養協初代会長が掲げた『児童養護』の役割である「六つの指標」に則り、「生きた養護理論を確立するために、養護実践の面白さ、楽しさ、切なさ、苦しさなど、すべてをくるめた実践の理論化に貢献したい」（創刊15周年記念特集号「座談会」より抜粋）との思いから、児童養護施設職員必読書として今日まで刊行しています。

本誌は年4回の刊行で、年間購読料は3,000円（税込・年間購読者は送料サービス）です。平成24年度は第43巻第1～4号が刊行予定となっております。「つながり」が通年の特集テーマとなっています。その他、制度動向等についてもさまざまな角度から取りあげるとともに、識者による「論壇」や「法律相談Q&A」等の連載企画も数多く掲載しています。

② 『この子を受けとめて、育むために～育てる・育ちあういとなみ～』

全養協では、平成18～19年度にわたり、「児童養護における養育のあり方に関する特別委員会」を設け、「社会的養護を必要とする子どもたちの養育はどのようにあることが望ましいか」との課題について検討を重ねてきました。そして、その報告書として『この子を受けとめて、育むために～育てる・育ちあういとなみ～』を刊行し、頒布しています。

平成20年の刊行以来、本書は現場実践の手引きとして定着しつつあり、すでに累計1万部を超えるベストセラーになっています。児童養護施設職員が養育について学び、気づき、そしてその気づきを日々の実践に活かすために、職員の学習・研修会の資料として、本書をお役立ていただきたいと思います。

本書は1冊500円（税込・送料別）で頒布しています。同じお届け先へ1回につき20冊以上のご注文をいただいた場合には送料サービス（無料）となります。

①季刊『児童養護』、②『この子を受けとめて、育むために』は

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/> からご注文いただけます